

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

地方公共団体名 (担当部署)	湯河原町 [神奈川県] (徴収対策室)	人口(平成27年1月1日住 民基本台帳)	26,442人
取組事項	民間委託による債権回収		
対象債権	水道料金、温泉使用料 (自力執行権 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)		

I 平成25年度の実施結果

1. 契約期間	平成25年8月～平成26年3月(8か月)			
2. 開始理由	自力執行権を有さない債権についての新たな回収方法			
3. 内 容	水道料金・温泉使用料について、弁護士へ委託対象者の内容を渡したのち、担当課が滞納者に対し、弁護士へ債権回収委託をした旨の通知書を送付する。反応のない対象者に対し、弁護士が催告書を送付する。			
4. 委託先	弁護士			
5. 入札方法	一者との随意契約			
6. 委託先決定 の評価方法	私債権回収について、民間に委託を行う初の試みであり、委託に当たり、内閣府の提案や助言を受け、当町非常勤弁護士への委託が可能となり契約に至った。			
7. 委託債権抽出 の考え方	対象債権の滞納者について、分納合意者を除いた滞納者を精査し、委託対象とした。			
8. 委託実績	① 委託債権額	10,085千円	96人	(債権全体額 68,420千円)
	② 全額納付(完済)	1,920千円	29人	①に対する回収率 19.0%
	③ 一部納付	1,204千円	20人	
	④ 現金回収額 (②+③)	3,124千円	49人	①に対する回収率 31.0%
	⑤ 残 額	6,961千円	67人	※人数は②完済分のみ減少
	⑥ ⑤のうち 分納合意額	3,952千円	25人	①に対する合意率 39.2%
	⑦ 免除又は放棄	一千円	一人	
9. 委託料	支払方法	成功報酬 ①毎月1日～末日までの回収金額の30%(消費税を含む) ②1人の対象者につき回収金額が50万円を超えた場合は、超えた金額の25%(消費税を含む) ③弁護士が3回催告しても回収できなかった場合は、1人当たり1,000円(消費税を含む) (25年度は42人が対象となった)		

	支払額	820千円
10. 委託先への情報提供	滞納者氏名、使用者氏名、使用者番号、水栓番号、住所、郵便番号、電話番号、水栓所在地、滞納期間、滞納額	
11. 実施効果	<p>①収納率の向上</p> <p>(1)平成25年度水道料金 2.3ポイント増</p> <p>○委託債権回収分を含めない収納率 41.6%</p> <p>○委託債権回収分を含めた収納率 43.9%</p> <p>(2)平成25年度温泉使用料 7.6ポイント増</p> <p>○委託債権回収分を含めない収納率 67.7%</p> <p>○委託債権回収分を含めた収納率 75.4%</p> <p>※公金債権回収業務の収納率 31.0%</p> <p>②弁護士が催告書を送付することで、職員が催告（電話・文書）しても反応がなかった滞納者から連絡があったり、完納を含めて納付したりするようになった。</p>	
12. 課題	債権回収に関して、弁護士が催告書を送付しても全く無反応の者から、今後法的措置を視野にいたした回収方法について検討すること。	

II 内閣府からの支援

1. 支援内容、効果等	<p>25年度に事業を開始するにあたり、委託契約書作成の際にいろいろとご教示をいただくことができた。</p> <p>内閣府から他の自治体の先進事例について例示を受け、実務上不明な点は、その自治体や事業体に問い合わせることができた。</p>
-------------	---

III 平成26年度の実施状況

1. 実施の有無	継続実施
2. 契約期間	平成26年4月～平成27年3月（1年間）
3. 委託先	弁護士
4. 26年度実施に当たったの変更点及び改善点	26年度においても、引き続き当町非常勤弁護士と、公金債権回収業務委託契約を締結した。26年度の契約では、『対象者について、委託した年度から翌年度末に回収された債権額について手数料を支払う』という契約内容を記載した。
5. 27年度以降の方向性	<p>27年度で事業実施から3年を迎えるため、実績を踏まえた検証を行い、さらなる回収率向上の方策を検討していきたいと考えている。</p> <p>現状よりも委託件数を増やすことにより、徴収担当職員が他の業務に専従できるなど、業務委託に伴う相乗効果等を含めた検証も行う必要があると考えている。</p> <p>現在、水道料金の債権回収業務を委託しているが、今後、他の債権についても、業務委託すべきか検討する必要があると認識している。</p>